

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の学生に対し、奨学金の給付又は貸与を通じて学修を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨学金を受けることができるのは、本学の正規課程に在学している者とする。

(種類)

第3条 札幌大学奨学生（以下「奨学生」という。）の種類は、特別給付奨学生、経済援助奨学生、ウレパ奨学生、協定校編入学奨学生とし、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別給付奨学生

ア 成績優秀特別奨学生

人物及び学業成績が特に優秀であり、奨学金を給付することにより、著しく学修効果の向上が期待できる者

(2) 経済援助奨学生

ア 生活支援奨学生（学業成績）

経済的に修学経費の援助が特に必要であり、人物及び学業成績が優秀である者

イ 生活支援奨学生（課外活動）

経済的に修学経費の援助が必要であり、人物及び課外活動における資質が優れ、課外活動コーディネート会議から推薦された者

ウ 生活支援奨学生（学業・入学）

経済的に修学経費の援助が必要であり、本学が定める入学試験に合格し、学生・入試委員会から選考された者

エ 緊急生活支援奨学生

家計急変等により修学経費の支弁に特に支障を来した者

(3) ウレパ奨学生は、ウレパ奨学生候補選考委員会において、ウレパ奨学生候補として選抜され、入学後推薦された者

(4) 協定校編入学奨学生は、本学と編入学協定を締結している短期大学等から編入学した者

2 外国人留学生については、別に定める。

(金額及び採用人数)

第4条 奨学金の金額及び採用人数は、別に定める。

(出願資格)

第5条 奨学金の種類ごとの出願資格は、別に定める。

(募集及び出願時期)

第6条 募集及び出願の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 成績優秀特別奨学生及び生活支援奨学生（学業成績）は、 Semester の始めとする。ただし、1年次春学期第1 Semester を除く。

(2) 生活支援奨学生（課外活動）及び生活支援奨学生（学業・入学）の募集及び出願の時期は別に定める。

(3) 緊急生活支援奨学生は、家計急変等の事情が生じたときとする。

(4) ウレパ奨学生の募集及び出願の時期は別に定める。

(5) 協定校編入学奨学生の募集及び出願の時期は別に定める。

(選考機関)

第7条 奨学生の選考及び審査は、学生・入試委員会において行う。

(選考方法及び選考基準)

第8条 選考方法及び選考基準は、別に定める。

(採用)

第9条 第7条及び第8条に基づき、所定の手続きを経て選考された者を、奨学生として採用する。ただし、高等教育の修学支援新制度に採用された者は、国の制度を優先する。

2 高等教育の修学支援新制度に採用された者の奨学金給付額は別に定める。

(給付又は貸与の期間)

第10条 奨学金の給付又は貸与の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成績優秀特別奨学生又は生活支援奨学生(学業成績)への給付は、当該セメスター限りとする。
- (2) 生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)への給付の期間は、別に定める。
- (3) 緊急生活支援奨学生への貸与は、原則として、家計急変事由が生じた当該セメスターとするが、別に定める基準を満たすときは、継続を認めることがある。ただし、年度を超えて貸与しない。
- (4) ウレパ奨学生への給付の期間は別に定める。
- (5) 協定校編入学奨学生への給付の期間は別に定める。

(給付又は貸与の時期及び方法)

第11条 奨学金の給付又は貸与の時期及び方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別給付奨学生及び生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に給付する。
- (2) 緊急生活支援奨学生には、学費等納付金の納付時に貸与する。
- (3) ウレパ奨学生への給付の時期は別に定める。
- (4) 協定校編入学奨学生への給付の時期は別に定める。

(重複奨学生)

第12条 重複奨学生については、別に定める。

(辞退)

第13条 奨学生が奨学金の給付又は貸与を辞退するときは、別に定める手続きをもって願い出なければならない。

(奨学生の取消し)

第14条 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、これを取り消す。

- (1) 退学したとき。
  - (2) 除籍になったとき。
  - (3) 辞退したとき。
  - (4) 生活支援奨学生(課外活動)においては当該クラブを退部したとき。ただし、この場合は課外活動コーディネータ会議において資格継続の判断を行うことができる。
- 2 奨学生が次に掲げるいずれかに該当するときは、奨学金の給付又は貸与を取消すことがある。
- (1) 学則その他の規則等に違反し、懲戒を受けたとき。
  - (2) 奨学金の手続又は呼出しに理由なく1月以上遅れたとき。
  - (3) その他奨学生として不適当と認められたとき。
- 3 生活支援奨学生(課外活動)及び生活支援奨学生(学業・入学)の継続要件は、別に定める。
- 4 奨学生が、奨学生を取り消されたときは、別に定めるところにより奨学金を返還しなければならない。

(出願の制限)

第15条 前条第2項により奨学生を取り消された者は、再び奨学生の出願をすることができない。

(変更届)

第16条 奨学生又は奨学金を償還中の者は、提出済みの書類の記載事項に変更が生じたとき、直ちに変更届を提出しなければならない。

(利息)

第17条 貸与した奨学金の利息は、無利息とする。

(償還)

第18条 貸与した奨学金の償還は、奨学生が本学を卒業又はその他の理由により学籍を失ったときから開始する。ただし、在学中に償還を開始することを妨げない。

- 2 償還期間は開始から20年以内とする。詳細については、別に定める。

(償還方法)

第19条 償還方法は月賦とし、本人指定の金融機関預金口座から口座振替とする。

2 毎回の割賦金額は別に定める。

(償還猶予)

第20条 奨学金の貸与を受けた者から、次の各号のいずれかの理由により償還猶予願いが提出されたときは、償還を猶予することがある。

- (1) 大学又は短期大学に在学したとき。
- (2) 大学院に在学したとき。
- (3) 償還を遅延せざるを得ない特別の事情が発生したとき。

(償還免除)

第21条 奨学金の貸与を受けた者又は関係者から、次の各号のいずれかに該当する償還免除願いが提出されたときは、未償還金の償還を免除することがある。

- (1) 奨学金の貸与を受けた者が死亡したとき。
- (2) 本学の名誉を著しく高める功績があったとき。
- (3) 特別の事情により免除の願い出があったとき。

(償還期間及び割賦金の変更)

第22条 本学奨学金を貸与された者が、本学に入学、編入学し、再び奨学生になった場合、本人の願い出により償還期間及び割賦金を変更することができる。

(施行要領)

第23条 この規程を円滑に運営するために、施行要領を定める。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

(事務の所管)

第25条 この規程に関する事務の所管は、学務部学生課とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、平成3年度入学生から適用する。ただし、第4種奨学生及び第10条に規定する奨学生は、昭和63年度入学生から適用する。

なお、昭和63年度から平成2年度の間に入学した学生には、当該者の最短修業年限の内に限り、「平成2年度学校法人札幌大学奨学金取扱要領」に基づき奨学金を給付する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成13年度以前採用者は、第19条及び第20条にかかわらず、本人の希望により従前のおりとすることができる。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度以前入学生で、「札幌大学奨学生」第3種奨学生の奨学金貸与を受けている者は、第3条から第6条、第10条から第12条、第14条から第26条にかかわらず、従前のおりとする。
- 3 平成24年度以前入学生は、第7条、第25条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成28年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条、第14条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和3年度以前入学生は、第3条、第6条、第10条、第14条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

別表1

令和4年度以降入学生に適用

	特別給付奨学金	経済援助奨学金				ウレパ奨学金〔給付制〕	協定校編入学奨学金〔給付制〕
	成績優秀特別奨学金〔給付制〕	生活支援奨学金(学業)〔給付制〕	★生活支援奨学金(課外活動)〔給付制〕	★生活支援奨学金(学業・入学)〔給付制〕	緊急生活支援奨学金〔貸与制〕		
給付額及び貸与額	授業料の半額相当額	① 授業料の半額相当額 ② 100,000円	① 授業料の全額相当額 ② 授業料の半額相当額 ③ 授業料の1/4相当額 ④ 入学金相当額 ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	① 授業料の全額相当額 ② 授業料の半額相当額 ③ 入学金相当額 ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	当該年度学費納付金相当額以内	授業料相当額(初年時は入学金相当額を加算) ※高等教育の修学支援新制度の対象者への給付金額は別表のとおり	100,000円
採用期間	1 Semester (半年)	1 Semester (半年)	①～③ 1年間 ※所定の要件を満たすことにより最大4年間 ④ 入学年次(春学期及び秋学期において均等(1/2)に給付)	①及び② 採用期間は、原則最短修業年限以内 ③ 入学年次(春学期及び秋学期において均等(1/2)に給付)	採用期間は Semester 毎とし、当該年度を超えることはできない	原則最短修業年限以内	編入学時の Semester
返還	無	無	無	無	有(無利子)	無	無

義務							
対象者	学業成績優秀者	① 経済的に修学が困難な者 ② 学業成績の基準を満たした者	① 経済的に修学が困難な者 ② 人物及び課外活動における資質が優れている者	① 経済的に修学が困難な者 ② 人物及び課外活動における資質が優れている者	日本学生支援機構の緊急・応急採用奨学金の採用対象とならない家計急変者	① 所定の要件を満たすアイヌ子弟 ② ウレパ・プロジェクトに主体的に参加しながら修学に努める者	本学と編入学協定を締結している短期大学及び専門学校から本学に編入学した者
採用人数	大学：各学年のGPA上位5人 短大：各学年のGPA上位1人	大学：各学年14人程度（①8人、②6人） 短大：各学年1人（①または②） 経過措置 令和3年度、各学年12人程度（①7人、②5人） 令和4年度、各学年11人程度（①7人、②4人）	法人が定める	大学：19人程度	随時受付 大学・短大で年間20人程度（見込）	各学年6人	対象者すべて
募集及び出願時期	出願不要（GPA順に自動的に選考するため）	年度始め（4月）の所定期間	【1年次】学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）、自己推薦選抜（課外活動10月・3月）出願期間とする。 【2年次以降】1月の所定期間とする。	出願の時期は、一般選抜（A日程）、自己推薦選抜（A・B・C日程）出願期間とする。他の継続申込時期は2月の所定期間とする。	随時	入学時・各学期始め	出願不要
給付対象期及び出願資格	(1) 給付対象期 1年次生：第2セメスター 2年次	(1) 給付対象期 1年次生：第2セメスター 2年次生：第3・	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター 2年次生：第3・第4	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター 2年次	(1) 貸与対象期 当該学期 (2) 受付基準 次のいずれかの事項に	(1) 給付対象期 1年次生：第1・第2セメスター	(1) 給付対象期 編入学時のセメスター

<p>生：第3・第4 セメスター 3年次生：第5・第6 セメスター 4年次生：第7・第8 セメスター</p>	<p>第4セメスター 3年次生：第5・第6 セメスター 4年次生：第7・第8 セメスター (2) 受付基準 ① 授業料の半額相当額 経済基準算定評価0%以下 学業成績 ・直前の学期(半期)で14単位以上修得していること ・GPA原則2.8以上 ・別に定める単位数を修得していること ② 100,000円 経済基準算定評価50%以下 学業成績 ①と同様 経過措置 令和2年度、算定評価50%以下 令和3年度、算定評価30%以下 令和4年度、算定評価0%以下</p>	<p>セメスター 3年次生：第5・第6 セメスター 4年次生：第7・第8 セメスター (2) 受付基準 ① 【1年次】 ＜学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)＞ ・授業料の全額相当額 「学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、個人、団体の登録メンバーとして 都道府県大会ベスト4以上の成果を収め、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者 ・授業料の半額相当額 「学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が</p>	<p>生：第3・第4セメスター 3年次生：第5・第6セメスター 4年次生：第7・第8セメスター (2) 受付基準 一般選抜(A日程)、自己推薦選抜(A・B・C日程)のいずれかの出願資格を有し、経済的支援の検討対象となるもの。</p>	<p>該当していること (1) 家計急変により、修学経費の支弁が困難になり、現に学業を継続することが困難になった者。 (2) 授業料の支弁に特に支障をきたした卒業年次生 申請の前学期までの修得単位が (1) 札幌大学「生活支援奨学金(学業)[給付制]」で定める単位数以上 (2) 原則として通算GPA 2.0以上 ただし、 ① 1年次生 春学期授業料を納付している者 ② 卒業年次生 大学3年次終了時94単位以上修得 短大1年次終了時30単位</p>	<p>2年次生：第3・第4 セメスター 3年次生：第5・第6 セメスター 4年次生：第7・第8 セメスター (2) 受付基準 1 経済的支援を必要とする者 ※家計基準： 主たる家計支持者の収入金額が給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下 2 人物優秀でアイヌ文化伝承活動の意思を特に強く持つ者 ※その意思を証する選考委員会からの推薦書が必要</p>	<p>ー</p>
--	---	---	--	---	--	----------

		見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者。 ・授業料の1／4相当額 「学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献ができる者。 ・入学相当額 「学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、人物、課外活動における資質が優れている者。 <自己推薦選抜（課外活動10月・3月）> ・授業料の半額相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付する	以上修得		
--	--	---	------	--	--



			<p>ことにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に多大な貢献ができる者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料の1／4相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、奨学金を給付することにより、著しい成果が見込まれ、地域貢献を含む本学の学事運営に貢献ができる者。</li> <li>・入学金相当額 「自己推薦選抜（課外活動10月・3月）要項 表2 競技または団体運営基準」を満たし、人物、課外活動における資質が優れている者。</li> </ul> <p>② 【更新：2年次以降】学生申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業料の全額相当額、半額相当額、授業料の1／4相当額</li> </ul> <p>所属クラブにおける練習に</p>				
--	--	--	--	--	--	--	--

			<p>において、8割以上の参加をしてきた者で、人物、課外活動における資質が優れ、奨学金を給付することにより、更なる成果が見込まれる者。併せて、下記テストを受験済みであること。</p> <p>(GPS—Academic)</p> <p>※練習参加率の算出において、入院等特別な事情がある場合は考慮することがある。</p>				
選考方法及び選考基準	直前の学期の修得単位が14単位以上かつGPA2.8以上の者をGPA順に自動的に選考 ※学生・入試委員会において選考	経済・学業成績の基準を満たしている者の中から算定評価の低い順に採用 ※学生・入試委員会において選考	<p>【1年次第1 Semester】 学校推薦型選抜(課外活動11月・12月)、自己推薦選抜(課外活動10月・3月)に出願した者で、上記出願資格(2)受付基準①を満たした者を採用 ※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p> <p>【2年次第3 Semester以降】 出願資格(2)受付基準②を</p>	<p>【1年次第1 Semester】 自己推薦選抜[専門学科(職業)・奨学生]に出願した者で、上記出願資格(2)受付基準①を満たした者を採用 ※学生・入試委員会において選考</p> <p>【2年次第3 Semester以降】 出願資格(2)受付基準②を</p>	上記出願資格(2)受付基準を満たす者 ※学生・入試委員会において採用者を選考	札幌大学ウレパ奨学金制度受給候補者選考要領による ※ウレパ選考委員会および学生・入試委員会において採用者を選考	自動的に選考 ※学生・入試委員会において選考

			<p>満たし、下記項目に該当していない者を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業年限での卒業不可</li> <li>・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下</li> <li>・授業出席率が5割以下</li> </ul> <p>また、以下について2年連続で該当していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下</li> <li>・授業出席率が8割以下</li> <li>・G P Aが下位4分の1</li> </ul> <p>※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p>	<p>に該当していない者を採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業年限での卒業不可</li> <li>・修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下</li> <li>・授業出席率が5割以下</li> </ul> <p>また、以下について2年連続で該当していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下</li> <li>・授業出席率が8割以下</li> <li>・G P Aが下位4分の1</li> </ul> <p>※課外活動推進小委員会及び学生・入試委員会において選考</p>			
採用発表	春学期：6月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 奨学金掲示板で発表	春学期：6月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 奨学金掲示板で発表	<p>【1年次第1 Semester】 学校推薦型選抜（課外活動11月・12月）、自己推薦選抜（課外活動10月・3月）合格発表日</p> <p>【2年次第3 Semester以降】</p>	<p>【1年次第1 Semester】 一般選抜（A日程）、自己推薦選抜（A・B・C日程）合格発表日</p> <p>【2年次第3 Semester以降】</p>	随時	春学期：4月上旬、秋学期：10月上旬（予定） 申請者に連絡	選考後に対象者に連絡

			前年度3月上旬	前年度3月上旬			
継続要件	セメスター毎の採用のためなし	セメスター毎の採用のためなし	1年毎の採用のためなし	1年毎の採用のためなし	—	1年毎の採用のためなし	1度のみ採用のためなし
他の奨学金との併給	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（生活支援〔学業〕、緊急生活支援、ウレパ）、札幌大学私費外国人留学生奨学金との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔課外活動〕、緊急生活支援、ウレパ）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給不可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（成績優秀特別奨学金〔給付制〕）との併給可 ③ 札幌大学奨学金（生活支援〔学業：給付制〕、私費外国人留学生奨学金、ウレパ）との併給不可 ④ 国の修学支援新制度との併給可。ただし、該当区分より、給付額は異なる。詳細は給付額欄参照のこと	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔給付制〕、緊急生活支援、ウレパ）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可。ただし、該当区分より、給付額は異なる。詳細は給付額欄参照のこと	日本学生支援機構奨学金との併給可	① 日本学生支援機構奨学金との併給可 ② 札幌大学奨学金（特別給付奨学金、生活支援〔給付制〕、緊急生活支援）との併給不可 ③ 高等教育の修学支援新制度との併給可	全て可
特記事項	※外国人留学生は、134,750円	※算定評価は、日本学生支援機構の計算式に基づく認定所得金額と収入基準額により算出				※主たる家計支持者の収入金額は、原則、採用決定日（当該年度の4月1日を基準とする）の前年のものとする。なお、給	

						与所得者は、源泉徴収票の支払金額、給与所得者以外は、確定申告書等の所得金額とする。	
留学生	適用可	適用不可	適用可	適用不可	適用不可	適用不可	適用可